

**改正**

平成10年3月27日条例第6号

平成11年7月19日条例第19号

平成11年12月17日条例第34号

平成12年9月29日条例第41号

平成13年7月4日条例第22号

平成14年12月19日条例第41号

平成16年12月17日条例第60号

平成17年12月16日条例第82号

平成18年3月27日条例第11号

平成20年3月26日条例第4号

平成21年3月24日条例第6号

平成21年12月18日条例第54号

平成22年9月24日条例第37号

平成23年3月18日条例第10号

平成23年7月12日条例第24号

平成24年3月23日条例第10号

平成24年6月27日条例第29号

平成24年12月19日条例第54号

平成25年3月27日条例第14号

平成26年3月26日条例第8号

平成26年12月17日条例第36号

平成27年3月23日条例第12号

平成27年7月8日条例第33号

平成27年12月18日条例第49号

佐世保市営住宅条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

## 第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準（第3条の2—第3条の5）

### 第2章 市営住宅の管理

#### 第1節 入居（第4条—第21条の2）

#### 第2節 家賃等（第22条—第27条）

#### 第3節 入居者の義務（第28条—第36条）

#### 第4節 収入超過者等（第37条—第42条）

#### 第5節 雑則（第43条—第50条）

### 第3章 社会福祉事業等への活用（第51条—第57条）

### 第4章 補則（第58条—第62条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、市営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

##### （用語の定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市営住宅

公営住宅、改良住宅、市単独住宅をいう。

（2）公営住宅

市が公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定により建設した住宅及びその附帯施設をいう。

（3）改良住宅

市が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）の規定により建設した住宅（更新住宅（改良法の規定により建設した住宅の除却又は建替えに係る事業（以下「改良住宅建替事業」という。）の施行に伴い、その居住する住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者に賃貸するため建設した住宅をいう。）を含む。）及びその附帯施設をいう。

（4）市単独住宅

市が単独で建設した住宅をいう。

（5）共同施設

法第2条第9号に規定する共同施設、改良法第2条第7項に規定する地区施設及び市単独住宅に附設した施設で市長が別に定めるものをいう。

(6) 収入

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

(7) 市営住宅建替事業

市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(8) 市営住宅監理員

法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

(設置)

**第3条** 市は、住宅に困窮する低所得者を低廉な家賃で入居させるため、市営住宅及び共同施設を設置する。

2 市営住宅の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

**第1章の2** 市営住宅及び共同施設の整備基準

(健全な地域社会の形成)

**第3条の2** 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

**第3条の3** 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

**第3条の4** 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(整備に関する必要な基準)

**第3条の5** 前3条に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の整備に関する必要な基準は、規則で定める。

**第2章** 市営住宅の管理

**第1節** 入居

(入居者の公募の方法)

**第4条** 市長は、次条に定めるものを除くほか、公営住宅の入居者を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定による公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によつて行うものとする。

- (1) 新聞掲載
- (2) ラジオ放送
- (3) テレビジョン放送
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 市の広報紙掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか有効と思われる方法

3 前項の公募に当たっては、市長は、住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

**第5条** 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (6) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、市長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (7) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者資格)

**第6条** 市営住宅（改良住宅を除く。以下この条及び次条において同じ。）に入居することができる者は、次の各号及び第3項（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第2号から第4号まで、市単独住宅に入居する者にあつては次の各号）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 入居者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に次のイからホまでのいずれかに該当する者がある場合
  - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が別に市長が定める程度であるもの
  - ロ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が別に市長が定める程度であるもの
  - ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
  - ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが、60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域であつて、同条第2項の規定により公示された区域（以下「過疎地域」という。）に設置する市営住宅の入居者であつて、前各号の規定のいずれかに該当する場合
- 3 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- (1) 前項第1号から第4号までに該当する場合 21万4,000円（前項第4号の場合において当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）
- (2) 前項第5号に該当する場合 25万9,000円（前項第4号の場合において当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 15万8,000円
- 4 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難である者を除く。
- (1) 60歳以上の者
- (2) 第2項第1号イからホまでのいずれかに該当する者がある場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でイ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 過疎地域内の市営住宅を希望する者

5 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

6 市長は、入居の申込みをした者が第4項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、医師、福祉主管部局の職員その他専門的知識を有する者に意見を求めることができる。

7 改良住宅に入居できる者は、改良法第18条各号に掲げる者又は市が施行する改良住宅建替事業に伴い住宅を失つた者若しくは改良住宅建替事業区域内において災害により住宅を失つた者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者でなければならない。

(入居者資格の特例)

**第7条** 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める入居者資格の条件を具備する者とみなす。

(1) 過疎地域以外の公営住宅に入居の申込みをしたとき 前条第1項第1号から第3号まで及び同条第3項第1号又は第3号に規定する条件

(2) 過疎地域の公営住宅に入居の申込みをしたとき 前条第1項第1号から第3号まで及び同条第3項第2号又は第3号に規定する条件

2 前条第2項第4号に掲げる市営住宅の入居者は、同条第1項第1号から第3号まで及び同条第3項第1号（前条第4項に規定する者にあつては、同条第1項第2号及び第3号並びに同条第3項第1号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

**第8条** 前3条に規定する入居資格のある者で公営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を

当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者の選考）

**第9条** 入居の申込をした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

- （1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- （2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居できない者
- （3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- （4） 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）
- （5） 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- （6） 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に該当する入居申込者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によつて入居申込者を抽出する。

3 市長は、第1項各号に規定する者又は前項の規定によつて抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅困窮度の判定基準に基づき住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

4 前項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が第11条に規定する入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 市長は、第1項各号に掲げる者のうち、規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認めるものについては、前3項の規定にかかわらず優遇的に抽選を行い、又は市長が割当てをした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

（入居補欠者）

**第10条** 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位その他必要な事項を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

この場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

2 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項に規定する入居補欠者のうちから入

居順位に従い入居者を決定する。この場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

3 入居補欠者の有効期間は、次の入居者公募の日の前日までとする。

(入居者選考委員会)

**第11条** 入居者を選考するため市長の諮問機関として、佐世保市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**第12条** 削除

(委員の定数及び任期)

**第13条** 委員会の委員の定数は、次のとおりとし、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係団体の代表者 3人

(2) 市の職員 1人

2 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本職を離れたときは委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第14条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第15条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第16条** 委員会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

(改良住宅の入居の特例)

**第17条** 改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第4条、第5条、第6条第1項から第4項まで及び第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第3項中「法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額」とあるのは「入居者の収入の額の上限は」と、「

(1) 前項第1号から第4号までに該当する場合 21万4,000円(前項第4号の場合において当

該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

(2) 前項第5号に該当する場合 25万9,000円(前項第4号の場合において当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 15万8,000円

』とあるのは「

(1) 入居者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合 13万9,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 11万4,000円

』と読み替えるものとする。

2 改良住宅間又は公営住宅と改良住宅との間の入居者の入れ替えについては、第5条第7号の規定を準用する。

(市単独住宅の入居)

**第18条** 市単独住宅の入居者の公募方法、公募の例外、入居者資格の特例、入居の申込み及び決定、入居者の選考並びに入居補欠者については、第4条、第5条及び第7条から第16条までの規定を準用する。

(住宅入居の手続)

**第19条** 市営住宅の入居決定者は、決定のあつた日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。

(1) 市長が規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第27条第1項に規定する敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続きをしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号の手続きをしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(同居の承認)

**第20条** 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

**第21条** 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(調査)

**第21条の2** 市長は、必要に応じ、入居の申込みをした者、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかを調査することができる。

## 第2節 家賃等

(家賃の決定)

**第22条** 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第37条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条の規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第44条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第12条第1項に規定する算出方法により算出した額を限度として、市長が別に定める。

5 市単独住宅の家賃は、公営住宅及び近傍類似の民間住宅の家賃を考慮して、市長が別に定める。

(収入の申告等)

**第23条** 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条の規定によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。
- 5 入居者は、次年度に申告すべき収入が第3項の規定による認定を受けた収入の額に比して著しく変動する事情が生じたときは、市長が定めるところにより、当該認定の更正を求めることができる。この場合において、市長は、収入の区分に変更があつたときは当該認定を更正できるものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

**第24条** 市長は、次の各号の一に掲げる理由のある場合において、家賃の減免又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対して市長が定めるところにより、当該家賃を減免又は徴収の猶予をすることができる。

- （1）入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- （2）入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- （3）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- （4）その他前3号に準じる特別の事情があるとき。

（改良住宅及び市単独住宅の家賃の変更）

**第25条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、第22条第4項に規定する改良住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず別に定めることができる。

- （1）物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- （2）改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- （3）改良住宅について改良を施したとき。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額（旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴いたうえ、決定しなければならない。

3 市長は、市単独住宅において、公営住宅及び近傍類似の民間住宅の家賃との均衡上必要がある

ときは、当該市単独住宅の家賃を変更することができる。

(家賃の納付)

**第26条** 市長は、入居者から第19条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第40条第1項又は第45条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第50条第1項による明渡しの請求のあつたときは明渡しの請求のあつた日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が、第49条に規定する手続きを経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

**第27条** 市長は、市営住宅の入居者から敷金として入居時における家賃の3月分に相当する金額を徴収する。

- 2 市長は、第24条各号の一に掲げる理由のある場合において、敷金の減免又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対して市長が定めるところにより、当該敷金を減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した金額を還付する。
- 4 第1項の敷金については、利子を付さない。
- 5 市長は、敷金を金融機関への預金等安全確実な方法で運用しなければならない。
- 6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等市営住宅の入居者の共同の利便のために使用しなければならない。

### 第3節 入居者の義務

(修繕費用の負担)

**第28条** 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

- 2 入居者の責に帰すべき事由によつて前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にか

かわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

**第29条** 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設及びエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

**第30条** 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

**第31条** 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

**第32条** 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

**第33条** 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

**第34条** 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

**第35条** 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(連帯保証人の変更)

**第36条** 入居者は、連帯保証人である者の死亡その他の事由により連帯保証人がなくなつたとき、又はその者が規則で定める要件に該当しなくなつたとき、及び市長が連帯保証人の変更を命じたときは、速やかにこれを変更しなければならない。

2 第19条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

#### 第4節 収入超過者等

(収入超過者等に関する認定)

**第37条** 市長は、毎年度、第23条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が、第6条第3項各号のいずれかの金額（改良住宅の入居者にあつては、第17条第1項の規定により読み替えた金額）を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、通知する。

2 市長は、第23条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

**第38条** 収入超過者は、市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

**第39条** 第37条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第22条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅の収入超過者は、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2の規定に基づき、市長が別に定める割増賃料を支払わなければならない。

4 第24条及び第26条の規定は、第1項の家賃及び第3項の割増賃料について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

**第40条** 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて当該公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる理由がある場合において

は、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時。
- (4) その他前3号に準じる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃)

**第41条** 第37条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第22条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第24条の規定は第1項の家賃及び第2項の金銭に、第26条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあつせん等)

**第42条** 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があつた場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあつせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

## 第5節 雑則

(期間通算)

**第43条** 市長が第7条第1項（第17条第1項又は第18条において準用する場合を含む。）の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における第37条から前条までの適用については、その者が法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が、第46条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された公営住

宅に入居させた場合における第37条から前条までの適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

**第44条** 市長は、第22条第1項、第39条第1項若しくは第41条第1項の規定による家賃の決定、第24条（第39条第4項又は第41条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第27条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第40条第1項の規定による明渡しの請求、第42条の規定によるあつせん等又は第46条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

**第45条** 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第41条第2項の規定を準用する。この場合において、第41条第2項中「前条第1項」とあるのは「第45条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

**第46条** 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

**第47条** 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅へ入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、

当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第22条第1項、第39条第1項又は第41条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)

**第48条** 市長は、市営住宅の用途の廃止（法第44条第3項、改良法第29条第1項において準用する場合及び市単独住宅の用途の廃止をいう。）による当該市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第22条第1項、第39条第1項又は第41条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

**第49条** 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第35条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

**第50条** 市長は、次の各号の一に該当する場合において、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- (2) 入居者が家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者又は同居者が第20条、第21条及び第30条から第35条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍

同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、請求の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

### 第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

**第51条** 市長は、社会福祉法人その他法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用手続)

**第52条** 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があつた場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあつては、許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあつては、許可しない旨とともにその理由を通知する。

- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

**第53条** 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が、社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(報告の請求)

**第54条** 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

**第55条** 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第52条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

**第56条** 市長は、次の各号の一に該当する場合において、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(準用)

**第57条** 社会福祉法人等による公営住宅の使用にあたっては、第26条から第35条まで、第45条及び第49条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第26条中「第19条第5項」とあるのは「第52条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第40条第1項又は第45条第1項」とあるのは「第45条第1項」と、「第50条第1項」とあるのは「第56条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 補則

(駐車場の管理)

**第58条** 市が市営住宅の共同施設として設置する駐車場の管理について必要な事項は、規則で定める。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

**第59条** 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるために市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、その管理に関する事務の一部を補助する。
- 5 前各項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人について必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

**第60条** 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第60条の2** 市営住宅及び当該市営住宅の共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

**第60条の3** 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定及びその基準)

**第60条の4** 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たす者のうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

- (1) 市営住宅等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 市営住宅等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (3) この条例の目的に照らして、設置者との連携が十分に図られるものであること。

(指定管理者の指定等の公告)

**第60条の5** 市長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

**第60条の6** 指定管理者は、法その他関係法令及び条例の規定を遵守し、適正に市営住宅等の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

**第60条の7** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、編入前の宇久町の区域（以下「宇久地区」という。）内の市営住宅に係る業務については、宇久地区内において対応する業務を除く。

- (1) 入居者の公募に関する業務
- (2) 入居者への指導及び連絡に関する業務

- (3) 市営住宅等の家賃及び使用料の徴収に関する業務
- (4) 市営住宅等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務  
(協定の締結)

**第60条の8** 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、市営住宅等の管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

(業務報告の聴取等)

**第60条の9** 市長は、市営住宅等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

**第60条の10** 指定管理者は、市営住宅等において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

**第60条の11** 指定管理者は、市営住宅等を管理するに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(罰則)

**第61条** 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

**第62条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第51条から第57条の規定は、公布の日から施行する。

(佐世保市公営住宅管理条例及び佐世保市公営住宅管理条例の特例を定める条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 佐世保市公営住宅管理条例（昭和45年条例第23号）

(2) 佐世保市公営住宅管理条例の特例を定める条例（平成9年条例第1号）

（佐世保市附属機関設置条例の一部改正）

3 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（経過措置）

4 平成10年4月1日において現に旧法の規定に基づいて供給された公営住宅又は市単独住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係るこの条例（以下「新条例」という。）第22条第1項から第3項又は第24条の規定による家賃の額が佐世保市公営住宅管理条例（昭和45年条例第23号。以下「旧条例」という。）第3条第2項別表1又は第12条の規定による家賃の額を超える場合にあっては、新条例第22条第1項から第3項又は第24条の規定による家賃の額から旧条例第3条第2項別表1又は第12条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の年度区分に応じた負担調整率を乗じて得た額に旧条例第3条第2項別表1又は第12条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第39条第1項、第2項若しくは第4項又は第41条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が、旧条例第3条第2項別表1又は第12条の規定による家賃の額に旧条例第20条第2項、第3項若しくは第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては、新条例第39条第1項、第2項若しくは第4項又は第41条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第3条第2項別表1又は第12条の規定による家賃の額及び旧条例第20条第2項、第3項若しくは第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の年度区分に応じた負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条第2項別表1又は第12条の規定による家賃の額及び旧条例第20条第2項、第3項若しくは第4項の規定による割増賃料を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

5 平成10年4月1日前に旧条例の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によつてしたものとみなす。

- 6 当分の間、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。
- 7 附則第4項から前項までに定めるもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。
- （吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置）
- 8 吉井町及び世知原町の編入の日（附則第11項及び第12項において「編入日」という。）前に吉井町営住宅管理条例（平成9年吉井町条例第31号。以下「吉井町条例」という。）又は世知原町営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年世知原町条例第13号。以下「世知原町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 9 当分の間、第18条の規定にかかわらず、上野原若者住宅及び祝原若者住宅の入居資格は、満45歳未満の者とし、当該住宅の入居者は、満45歳に達する日の属する年度末までに当該住宅を退去しなければならない。
- 10 編入前の吉井町及び世知原町の区域内に現に存する市営住宅の家賃（市単独住宅の家賃を除く。次項において同じ。）は、平成22年3月31日までの間は、法第16条第4項の規定により減額するものとする。
- 11 前項の規定により減額した編入前の吉井町及び世知原町の区域内に現に存する市営住宅の家賃は、編入日前の家賃を超えないようにするものとする。ただし、家賃の算定の基礎となる入居者の収入（家賃算定基礎額）が変更になることに伴い家賃が変更になる場合は、この限りでない。
- 12 編入日前に吉井町又は世知原町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、吉井町条例又は世知原町条例の例による。
- （宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置）
- 13 宇久町及び小佐々町の編入の日（附則第15項及び第16項において「編入日」という。）前に宇久町営住宅管理条例（平成9年宇久町条例第14号。以下「宇久町条例」という。）又は小佐々町営住宅管理条例（平成9年小佐々町条例第12号。以下「小佐々町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 14 編入前の宇久町及び小佐々町の区域内に現に存する市営住宅の家賃（市単独住宅の家賃を除く。

次項において同じ。)は、平成23年3月31日までの間は、法第16条第4項の規定により減額するものとする。

15 前項の規定により減額した編入前の宇久町及び小佐々町の区域内に現に存する市営住宅の家賃は、編入日前の家賃を超えないようにするものとする。ただし、家賃の算定の基礎となる入居者の収入(家賃算定基礎額)が変更になることに伴い家賃が変更になる場合は、この限りでない。

16 編入日前に宇久町又は小佐々町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、宇久町条例又は小佐々町条例の例による。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

17 江迎町及び鹿町町の編入の日(附則第19項及び第20項において「編入日」という。)前に江迎町公営住宅条例(平成9年江迎町条例第19号。以下「江迎町条例」という。)若しくは江迎町営単独住宅条例(平成14年江迎町条例第1号。以下「江迎町単独条例」という。)又は鹿町町営住宅管理条例(平成9年鹿町町条例第17号。以下「鹿町町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

18 編入前の江迎町及び鹿町町の区域内に現に存する市営住宅の家賃(市単独住宅の家賃を除く。次項において同じ。)は、平成22年3月分(平成22年3月31日の家賃に限る。)から平成27年3月分までの家賃については、法第16条第4項の規定により減額するものとする。

19 前項の規定により減額した編入前の江迎町及び鹿町町の区域内に現に存する市営住宅の家賃は、編入日前の家賃を超えないようにするものとする。ただし、家賃の算定の基礎となる入居者の収入(家賃算定基礎額)が変更になることに伴い家賃が変更になる場合又は公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第391号)附則第3条の規定により家賃が加算される場合は、この限りでない。

20 編入前にした江迎町条例若しくは江迎町単独条例又は鹿町町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、江迎町条例若しくは江迎町単独条例又は鹿町町条例の例による。

(編入前の吉井町及び世知原町の区域内に現に存する市営住宅の家賃の減額措置)

21 編入前の吉井町及び世知原町の区域内に現に存する市営住宅(市単独住宅を除く。)に係る平成22年4月分から平成24年3月分までの家賃については、法第16条第4項の規定により減額するものとする。

(編入前の宇久町及び小佐々町の区域内に現に存する市営住宅の家賃の減額措置)

22 編入前の宇久町及び小佐々町の区域内に現に存する市営住宅(市単独住宅を除く。)に係る平

成23年4月分から平成25年3月分までの家賃については、法第16条第4項の規定により減額するものとする。

(編入前の江迎町及び鹿町町の区域内に現に存する市営住宅の家賃の減額措置)

23 編入前の江迎町及び鹿町町の区域内に現に存する市営住宅(市単独住宅を除く。)に係る平成27年4月分から平成29年3月分までの家賃については、法第16条第4項の規定により減額するものとする。

**附 則**(平成10年3月27日条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**(平成11年7月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に琴平住宅を加える改正規定は、平成11年9月1日から施行する。

**附 則**(平成11年12月17日条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成12年9月29日条例第41号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則**(平成13年7月4日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に新たに委嘱される委員の任期の終期は、当該附属機関においてすでに委嘱を受けている他の委員がいる場合に限り、当該委員の任期の終期とする。

**附 則**(平成14年12月19日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成16年12月17日条例第60号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**(平成17年12月16日条例第82号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

**附 則**(平成18年3月27日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**(平成20年3月26日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月24日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年12月18日条例第54号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定中附則に見出し及び5項並びに1項を加える改正規定（附則第24項の部分に限る。）は平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年9月24日条例第37号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年7月12日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月23日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年12月19日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐世保市営住宅条例第60条の次に10条を加える改正規定（第60条の2、第60条の6、第60条の7及び第60条の9から第60条の11までを加える部分に限る。）及び第2条中佐世保市特定公共賃貸住宅条例第31条の次に10条を加える改正規定（第31条の2、第31条の6、第31条の7及び第31条の9から第31条の11までを加える部分に限る。）は平成26年4月1日から、第1条中佐世保市営住宅条例第5条第4号の改正規定は公布の日から施行する。

（入居者資格に関する特例）

- 2 第1条の規定による改正後の佐世保市営住宅条例第6条第2項第2号及び同条第4項第1号の規定の適用については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、第6条第2項第2号中「60歳以上の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」と、「60歳以上又は」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者又は」と、同条第4項第1号の「60歳以上

の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」とする。

**附 則**（平成25年3月27日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（「第3号から第5号まで」の次に「、市単独住宅に入居する者にあつては次の各号」を加える部分に限る。）及び附則第9項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

（佐世保市営住宅条例及び佐世保市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 佐世保市営住宅条例及び佐世保市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成26年3月26日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年12月17日条例第36号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月23日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年7月8日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月18日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第1** 公営住宅

名称	位置
花高1住宅	花高一丁目
花高3住宅	花高三丁目
早岐住宅	権常寺町
崎岡住宅	崎岡町
もみじが丘住宅	もみじが丘町
十郎原住宅	十郎新町

大黒住宅	大黒町
須佐住宅	須佐町
花園住宅	花園町
桜木住宅	桜木町
泉福寺住宅	瀬戸越二丁目及び瀬戸越三丁目
瀬戸越住宅	瀬戸越三丁目
大野住宅	大野町
柚木住宅	柚木町
柚木第2住宅	柚木町
柚木第3住宅	柚木町
上本山住宅	上本山町
皆瀬住宅	皆瀬町
中里西住宅	中里町
中里下住宅	中里町
新田住宅	新田町
川下住宅	相浦町
棚方C住宅	棚方町
棚方D住宅	棚方町
黒島住宅	黒島町
琴平住宅	御船町
神島住宅	神島町
赤崎住宅	赤崎町
直谷住宅	吉井町直谷
立石住宅	吉井町立石
吉井中央住宅	吉井町立石
黒岩住宅	吉井町立石
御橋住宅 (79—8、79—9、75—10)	吉井町春明
吉元住宅	吉井町吉元
株の元住宅	吉井町吉元

上野原住宅	世知原町上野原
春口住宅	世知原町栗迎
世知原中央住宅（A～D）	世知原町栗迎
かじか住宅	世知原町矢櫃
朝日住宅	宇久町神浦
愛の里住宅	宇久町平
京の峰住宅	宇久町平
小浜住宅	宇久町小浜
黒石住宅	小佐々町黒石
小佐々新田住宅	小佐々町黒石
祝ヶ浦住宅	小佐々町楠泊
畑崎住宅	小佐々町楠泊
小佐々矢岳住宅	小佐々町矢岳
神崎古田住宅	小佐々町楠泊
西川内住宅（A～H）	小佐々町西川内
楠ヶ丘住宅	小佐々町楠泊
港町住宅	小佐々町小坂
臼ノ浦住宅	小佐々町臼ノ浦
古里住宅（B、C）	小佐々町西川内
楠泊住宅	小佐々町楠泊
塩釜住宅	小佐々町西川内
亀ノ子住宅	江迎町末橘
三浦住宅	江迎町三浦
小川内住宅	江迎町小川内
潜竜住宅	江迎町田ノ元
新丸尾住宅	江迎町猪調
御堂住宅	鹿町町深江
船石住宅	鹿町町鹿町
杉谷住宅	鹿町町鹿町

橋ノ元住宅	鹿町町鹿町
前加勢住宅	鹿町町下歌ヶ浦
大加勢住宅	鹿町町下歌ヶ浦
下ノ原住宅	鹿町町下歌ヶ浦
山手浦住宅	鹿町町土肥ノ浦
鹿町新田住宅	鹿町町下歌ヶ浦
神林住宅	鹿町町長串
山手浦第2住宅	鹿町町土肥ノ浦
シーサイド鹿町住宅	鹿町町深江潟

### 別表第2 改良住宅

名称	位置
大黒住宅	大黒町
東山住宅	東山町
御橋住宅 (73-1 ~ 73-7)	吉井町春明
西川内住宅 (改A ~ 改F)	小佐々町西川内

### 別表第3 市単独住宅

名称	位置
白木住宅	白木町
上野原若者住宅	世知原町上野原
祝原若者住宅	世知原町筥瀬
祝原高齢者住宅	世知原町筥瀬
開田住宅	江迎町田ノ元
深江住宅	鹿町町深江
御堂第2住宅	鹿町町深江
歌ヶ浦弥生住宅	鹿町町下歌ヶ浦
山手浦第3住宅	鹿町町深江潟
歌ヶ浦大坂住宅	鹿町町下歌ヶ浦

